

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の制定の一部改正について

背景 水産関係公共事業の事業評価の実施については、事業採択前から事業完了後に至るまでの、個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号、以下「法」という。）に基づき農林水産大臣が決定した「農林水産省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「農林水産省政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、個々の事業ごとに、事前、期中、完了後に評価・検証を実施しているところである。

なお、実施に当たっては、「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（以下「実施要領」という。）を定め、実施要領第10の規定に基づき、「水産関係公共事業の事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、専門的立場から技術的助言を賜り評価の客観性、評価手法の向上等を図っているところ。

また、実施要領第7の3直轄事業における期中の評価については、北海道開発局が事業主体である事業の事業実施の妥当性の検討は、北海道開発局事業評価検討委員会に再評価原案準備書の対応方針について同局事業審議委員会が審議を行い、北海道開発局案の妥当性についての判断結果意見を書面にて報告を受理しているところ。

現状 水産庁が事業主体である直轄特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について、平成28年度予算概算要求に当たって、はじめての期中の評価の理由のうち対象要件である「計画の見直し」の実施の妥当性の検討を行うところ。

しかしながら、現行の技術検討会の規約は、第4運営1に実施要領第10の規定を引用し「専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする」のみの表記に留まり、直轄漁場整備の期中評価案件の妥当性や完了後評価を処理できない状況である。

一部改正理由

今般、「技術検討会」の制定において、実施要領第7の3に基づく「水産庁が実施する直轄事業の事後評価について、当該事業の実施の妥当性についての検討を行う」ことについて表記する必要がある。

参考 水産関係公共事業の事業評価実施要領

第6 事前評価

水産庁は、国の補助金の交付を受けて事業を実施する都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。以下同じ）の協力の下、別紙2のチェックリストに基づき事前評価を行うものとする。

1 評価の対象

事前評価の対象は、総事業費10億円以上の事業実施予定地区とする。ただし、交付金に係る事業の実施予定地区及び総事業費10億円未満の事業実施予定地区についても、事業採択の適正な実施に資する観点から必要な措置を講じるものとする。

2 評価の実施時期

事前評価は、原則として当該事業に着手しようとする年度の前年度までに行うものとする。

3 国が行う水産基盤整備事業における事前評価の実施体制

水産庁は、国が行う水産基盤整備事業（以下「直轄事業」という。）のうち北海道開発局が実施する事業について事前評価を行うときは、北海道開発局に協力を求めることができるものとする。

第7

3 直轄事業における期中の評価

(1) 水産庁長官（北海道開発局が事業を実施する場合は北海道開発局長）は、直轄事業について、当該事業実施の妥当性の検討を行うため、専門的知見を有する第三者（国又は関係地方公共団体に属する者以外をいう。）から構成される委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 北海道開発局長は、第三者委員会の意見を踏まえ、当該事業の実施方針案を作成し、水産庁長官に報告するものとする。

第8

2 直轄事業における完了後の評価

(1) 北海道開発局長は、直轄事業について、管理主体の協力を得て完了後の評価を実施するものとする。

(2) 水産庁長官（北海道開発局が事業を実施する場合は北海道開発局長）は、直轄事業の完了地区において完了後の評価を行うため、第7の3の（1）に掲げる第三者委員会を設置するものとする。

(3) 北海道開発局長は、第三者委員会の意見を踏まえ、完了後の評価案を作成し、水産庁長官に報告するものとする。

第10 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に関し、客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

資料 4

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の制定の一部改正について

平成22年1月27日制定
平成27年7月31日一部改正
水産庁長官

第1 開催

水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年8月13日付け11水港第3362号）第7の3、第8の2及び第10の規定に基づき、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。

第2 構成

- 1 技術検討会は、委員4名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国、都道府県その他行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 技術検討会に、参考人を出席させることができる。

第3 座長

- 1 技術検討会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、技術検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第4 運営

- 1 技術検討会は、水産庁が実施する直轄事業に係る期中の評価について、当該事業実施の妥当性の検討を行う。
また、水産関係公共事業の事業評価について、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。
- 2 技術検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページへの掲載等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページへの掲載等により公表する。
- 3 2にかかわらず、個人の権利・利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等であって、技術検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第5 その他

- 1 技術検討会の庶務は、水産庁漁港漁場整備部計画課において処理する。

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会 制定 新旧対照表

改正後	現 行
第1 開催 水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年8月13日付け11水港第3362号）<u>第7の3、第8の2及び第10の規定に基づき</u>、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。 第2・第3 （略） 第4 運営 1 技術検討会は、水産庁が<u>実施する直轄事業に係る期中の評価について、当該事業実施の妥当性の検討を行う。</u> また、<u>水産関係公共事業の事業評価について</u>、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。 2・3 （略） 第5 （略）	第1 開催 水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年8月13日付け11水港第3362号）第10の規定に基づき、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。 第2・第3 （略） 第4 運営 1 技術検討会は、水産庁が<u>行う公共事業の事業評価について</u>、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。 2・3 （略） 第5 （略）